

## おおいた森・人・癒しの会規約

### (名称)

第1条 本会は、おおいた森・人・癒しの会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、大分市森林セラピー事業の推進にあたり、ガイド業務を行うおおいた森・人・癒しの会の案内人（以下「案内人」という。）を管理するとともに、その事務処理業務を円滑に行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 本会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 案内人の人材配置及び管理業務に関すること。
- (2) 案内人の育成に関すること。
- (3) ガイド料金の設定に関すること。
- (4) ガイド料金の請求に関すること。
- (5) ガイド料金その他の経費の支払に関すること。
- (6) 森林セラピーロードの使用及び点検に関すること。
- (7) 案内人が提案する企画の取りまとめに関すること。
- (8) その他、大分市が要請する森林セラピーに関する業務

### (会員の資格)

第4条 本会の会員は、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ（以下「ソサエティ」という。）が認定する森林セラピーガイド又は森林セラピストの資格を有し、かつ、本会の規約及び細則に同意した者とする。

2 会員の資格は、次条の加入の申請をした日から当該年度の3月末までとする。ただし、同条第2項に規定する更新の手続きをした者は、その資格を更新することができるものとする。

### (加入、更新及び退会)

第5条 本会に加入しようとする者は、おおいた森・人・癒しの会入会申請書（様式第1号）にソサエティ発行の会員証を添えて会長に提出し、その承認を得なければならない。なお、次に掲げる場合は、会員の資格を失うものとする。

- (1) 本会への名誉棄損となる行為があった場合
- (2) 本会の規約又は細則に違反した場合

2 本会の会員の資格を更新しようとする者は、3月末日までにおおいた森・人・癒しの会更新申請書（様式第1号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

3 本会を退会しようとする者は、退会しようとする日までにおおいた森・人・癒しの会退会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名以内

2 役員は、会員の互選により決定する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員（会長を除く。）に欠員が生じた場合は、会長が後任の役員を指名し、後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。

(定例会)

第8条 定例会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 定例会は、会員をもって構成し、原則として毎月1回開催する。

3 定例会は、本会の活動に係る協議と情報交換を行うとともに、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 活動計画及び活動報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約及び細則の改定等に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

4 定例会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(臨時会)

第9条 臨時会は、会長が必要と認めた時に会長が招集し、会長がその議長となる。

2 臨時会は、会員をもって構成し、急を要する重要事項等について審議し、決定する。

3 臨時会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を大分市農林水産部林業水産課内に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長その他事務局員を置き、事務局長は林業水産課長をもって充てる。

(経費)

第11条 本会の経費は、事業収入その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月13日から施行する。